

私立高等学校等学び直し支援補助金に係る事務処理について【第4版】

私立高等学校等学び直し支援補助金交付要綱に基づく私立高等学校等学び直し支援補助金（以下「学び直し支援補助金」という。）の交付に係る事務処理については、交付要綱の定めによるほか、次のとおり取り扱うこととしたので当該事務処理について遺漏のないようお願いします。

1 学び直し支援補助金について

(1) 対象となる学校

学び直し支援補助金の算定対象となる学校は、就学支援金の対象校と同じであり、公私立の高等学校、特別支援学校（高等部）、専修学校高等課程又は各種学校であって国家資格者養成施設（※1）の指定を受けているものとする。

※1 対象となる国家資格者養成施設

- 理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第57条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
- 准看護師養成所
- 調理師養成施設
- 製菓衛生師養成施設

(2) 対象となる者

学び直し支援補助金の算定対象となる者は、以下の①～⑧の全ての要件を満たす者とする。

- ① 日本国内に住所を有する者
- ② 岩手県内の私立の高等学校、特別支援学校の高等部、専修学校高等課程又は各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けている学校に在学している者
- ③ 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- ④ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制又は通信制は48月）

※ ただし、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については、この要件を適用しない。

- ⑤ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金（新制度）の対象者であった者（※）に限る。）

※ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に

規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。したがって、新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高校授業料不徴収制度の対象者を含む。）は、学び直し支援補助金の支給を受けることができない。

⑥ 高等学校等を退学したことがある者

※ ここで言う「退学」とは、単に「退学」の事実があればよく、転学に類する退学も含まれる。旧就学支援金制度（平成 26 年 4 月改正前）と新就学支援金制度（平成 26 年 4 月改正後）の適用関係においては、旧制度対象者が「転学」や「それに類する退学・編入学」をした場合は、「引き続き高校等に在学する者」として旧制度の対象となることとしているが、この考え方と異なることに注意。

⑦ 学び直し支援補助金の支給を受けた期間が通算して 24 月未満である者

※ 支給を受けた期間の通算の考え方については、就学支援金と同様であること。

⑧ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する所得制限に該当しない者）

(3) 支給期間

学び直し支援補助金の算定対象となる支給期間は、最大で 24 月とする。

※ 就学支援金制度においては、通常の実給期間が 36 月であるのに対して、定時制及び通信制は 48 月となっているが、本制度においては、対象となる学校全てについて 24 月とする。

(4) 支給額

① 支給額及び支給限度額

学び直し支援補助金の算定対象となる額は、法第 6 条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額であり、具体的には、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）となる。

支給限度額は以下のとおりである。

なお、就学支援金制度においては、1 単位あたりの授業料を設定している場合は、別途 1 単位あたりの支給限度額を設けているが、本制度においては、定額授業料の場合の支給限度額と同じ額とし、通常の実給上限単位数（74 単位）及び年間の支給上限単位数（30 単位）は設定しない。

<学び直し支援補助金の支給限度額>

	高等学校・中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	専修学校	各種学校等
公立	9,900	400	9,900*	9,900	9,900
私立	9,900*	9,900*	9,900*	9,900*	9,900*

*は、加算の対象となるもの

② 授業料債権への充当

補助金の算定基礎となる学び直し支援補助金の額は、授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合にあつては、支給限度額）、つまり、学校設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権そのものが減額又は消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が学び直し支援補助金の額となる。

また、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、学び直し支援補助金の支給とは言えず、補助対象とはならない。学び直し支援補助金は、あくまで、授業料債権が生じていることが確認でき、その弁済に充てるために支給するものに限る。

③ 代理受領等

学校設置者は、受給権者に代わって学び直し支援補助金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(5) 所得に応じた支給

私立の高等学校・特別支援学校（高等部）・専修学校高等課程及び各種学校の生徒のうち特に保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる生徒については、所得に応じて、学び直し支援補助金を1.5倍～2.5倍とした額を上限とする。

また、全ての支給対象高等学校等の生徒のうち、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない生徒については、所得制限により、学び直し支援補助金の支給対象とならない。

所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である道府県民税所得割額と市町村税所得割額の合算額により判断。

支給限度額等	保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額	世帯年収の目安（参考）
所得制限	507,000円以上	910万円以上程度
支給限度額	257,500円以上507,000円未満	590～910万円未満程度
支給限度額の1.5倍の額	85,500円以上257,500円未満	350～590万円未満程度
支給限度額の2.0倍の額	100円（※）以上 85,500円未満	270～350万円未満程度
支給限度額の2.5倍の額	0円（非課税）	270万円未満程度

※ 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となることはない。この場合は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても、2.5倍加算の対象となる。

2 県における事務

(1) 受給資格認定

学び直し支援補助金の支給にあたっては、就学支援金制度と同様に、県は、各学校設置者がとりまとめた受給資格認定申請書（様式1）、課税証明書等及び受給資格認定

申請者一覧を受け取り、各生徒の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定する。

結果については、資格認定結果一覧にとりまとめて学校設置者に通知（様式 5）する。

また、併せて、支給決定(予定)額を学校設置者に通知（様式 45）する。

(2) 所得制限基準該当性、加算支給基準の該当性の判定

県は、生徒から保護者等の課税証明書等を添付した受給資格認定申請書、収入状況届出書（様式 1）の提出を受け、所得制限基準該当性及び支給額について判定する。

具体的には、県は、各学校設置者から提出された認定申請者一覧（様式 2）、収入状況届出者一覧（様式 15）に基づき、支給の可否及び支給額を判定する。

(3) 収入の状況の届出、支払の一時差止め

① 県は、別に定める提出期限までに、受給権者である生徒から課税証明書等を添付した収入状況届出書の提出を受け、所得制限基準該当性及び支給額について判定する。

具体的には、学校設置者から提出された収入状況届出書等及び収入状況届出者一覧に基づき判定を行い、学校設置者に収入状況審査結果通知（様式 16）を送付する。

② 受給権者である生徒（支給が停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、学校設置者を通じて、速やかに県に提出する。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該片方の課税証明書等を改めて添付することを要しない。

支払の一時差止め期間中に、保護者等の変更があった場合も同様（離婚などにより、所得制限基準を満たすことになる場合は、一度差止めとなっても、変更後の保護者等の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出した月の翌月分から支給が再開される。）。

③ 提出のあった収入状況届出書等の確認を行った上で、県は、当該届出を行った者に対して通知を行う。

(4) 学び直し支援補助金の交付

県は、学び直し支援補助金の代理受領者である各学校設置者に対して学び直し支援補助金を交付する。交付については4～6月の第1期、7～9月の第2期、10～12月の第3期、1～2月の第4期及び3月の第5期に分けて、学校設置者から県への支払請求に基づき交付がなされる。なお、詳細については別に定める。

(5) 学校設置者に対する交付決定及び変更交付決定

県は、学校設置者から学び直し支援補助金の交付について交付申請（様式 37）があったときは、当該申請内容について審査し、交付額を決定・通知（様式 38）する。

また、学校設置者から交付決定の内容に係る変更承認申請（様式 39）があったときは、当該申請内容について審査し、変更交付額を決定・通知（様式 40）する。

(6) 実績報告及び額の確定

県は、毎年度、県の定める期日までに、各学校設置者から学び直し支援補助金の実績報告（様式 42）を受ける。

県は、学び直し支援補助金の確定額を各学校設置者に通知（様式 43）する。

(7) 退学、除籍及び転学等に伴う受給資格の消滅

学校設置者は、受給権者である生徒の受給権が退学、除籍及び転学等の理由により消滅した場合は、受給資格消滅者一覧（様式 8）を作成し県に提出する。県は、各学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、受給権者である各生徒の学び直し支援補助金受給資格の消滅を確定し、各学校設置者に通知（様式 11）する。各学校設置者は、同決定を受け、受給権者である生徒に通知する（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等への通知を送付する必要はない。）。

受給資格消滅通知を紛失等した生徒は、支給実績証明書の発行を県に申請（様式 28）することができる。県は当該申請があった場合は、支給実績証明書（様式 29）を発行しなければならない。

(8) 所得制限による受給資格の消滅

県は、学校設置者から提出された収入状況届出書及び収入状況届出者一覧に基づき学び直し支援補助金の支給額について判定を行った結果、受給権者である生徒が所得制限基準に該当することとなった場合は、学校設置者に対して収入状況審査結果を通知するとともに、所得制限基準に該当したことによる受給資格消滅について、学校設置者に通知（様式 11）する。

(9) 休学に伴う支給停止、再開

受給権者である生徒が休学する場合、各学校設置者を通じて県に対して学び直し支援補助金の支給停止を申し出ることができる。支給停止を希望する生徒は、支給停止申出書（様式 20）を各学校設置者に提出する。各学校設置者は生徒から提出された申出書を県に提出する。当該申出書を受領した県は、支給停止を決定し、当該申出をした生徒に各学校設置者を通じて支給停止通知（様式 23）を発出する。

休学を終えて学び直し支援補助金の支給再開を希望する生徒は、各学校設置者を通じて県に対して支給再開を申し出る必要がある。支給再開を希望する生徒は、支給再開申出書（様式 24）に収入状況届出書等を添付して各学校設置者に提出する。ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合には、支給再開申出書のみ提出すれば足りる。各学校設置者は生徒から提出された支給再開申出書及び収入状況届出書を県に提出する。支給再開申出書及び収入状況届出書を受領した県は、支給の可否及び支給額について判定した上で支給再開を決定し、当該申出をした生徒に各学校設置者を通じて支給再開通知（様式 27）（所得要件を満たし支給を再開する場合）又は受給資格消滅通知（様式 11）（所得制限に係る要件に該当することにより支給しない場合）を

発出する。

3 学校における事務

(1) 交付申請等

各学校設置者は、県が定める方法により、学び直し支援補助金の交付申請（様式 37）を行い、学び直し支援補助金の支給に充てるものとしてその支払いを受ける。

(2) 受給資格認定申請書の配付、とりまとめ、県への提出

各学校設置者は、学び直し支援補助金の受給資格認定申請書（様式 1）を各生徒に配付し、必要事項を記入し、課税証明書等を添付して提出させる。各学校設置者は、生徒から提出された認定申請書等に基づき、必要に応じて、支給要件・加算要件を確認した上で認定申請者一覧（様式 2）を作成し、受給資格認定申請書とともに県に提出する。

(3) 収入状況届出書等のとりまとめ、県への提出

① 各学校設置者は、収入状況届出書（様式 1）を各生徒に配付する。生徒は、県が定める提出期限までに、収入状況届出書に課税証明書等を添付して各学校設置者に提出する。各学校設置者は、生徒から収入状況届出書等が提出されたときは、必要に応じて、当該届出書等に基づき支給要件・加算要件を確認した上で、収入状況届出者一覧（様式 15）を作成し、県に提出する。

② 保護者等について変動等の事由が生じた受給権者である生徒（学び直し支援補助金の支給が停止されている者を除く。）については、各学校設置者を通じて、速やかに収入状況届出書等を県に提出する必要がある。学校設置者においては生徒から提出があった場合は、当該収入状況届出書等を県に提出する。（ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該片方の課税証明書等を改めて添付することを要しない。）

③ 県及び各学校設置者において、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した認定申請書及び収入状況届出書等の提出方法について、他の書類の提出方法とは別に定めることとしてもよい。例えば、以下のような方法も考えられる。

- ・ 提出は封をした封筒で行う。
- ・ 受付を事務室など他の生徒の目に触れにくいところで行う。
- ・ 提出を学校への郵送で受け付ける。

（ただし、学校を経由しない形で受給資格認定申請書及び収入状況届出書等を県に直接郵送するなどの方法をとることはできない）

また、課税証明書など、生徒・保護者等のプライバシーに関わる情報を取り扱うこととなるため、情報の紛失、漏洩等が起らないよう、情報の管理については十分な注意を行うこと。

(4) 受給資格認定通知等の受理、認定通知又は不認定通知の作成、生徒への配付

各学校設置者は、県から受給資格認定結果一覧（様式 5）を受領した場合、生徒個人に対する受給資格の認定の通知（様式 6）又は不認定の通知（様式 7）を作成し、各生徒に配付する。

（5）支給額決定

各学校設置者は、県から支給決定者一覧（様式 45）を受領した場合、生徒個人に対する支給決定通知書（様式 46）を作成し、各生徒に配付する。

また、県から変更支給決定者一覧（様式 48）を受領した場合、生徒個人に対する変更支給決定通知書（様式 49）を作成し、各生徒に配付する。

（6）代理受領、授業料との相殺

各学校設置者は、県から学び直し支援補助金を受給権者である生徒に代わって代理受領し、受給権者である生徒の授業料債権への弁済に充てるものとする。これは、事務経費を極力抑えるとともに、学び直し支援補助金が確実に授業料の支払いに充てられることを担保するためである。

（7）実績報告、学び直し支援補助金の額の確定

各学校設置者は、毎年 3 月末までに、実績報告書（様式 42）を県に提出する。

各学校設置者は、県から学び直し支援金の額の確定（様式 43）の通知を受領する。

（8）受給資格消滅通知

各学校設置者は、在学期間が 24 月未満での退学、除籍及び転学等により、各学校に在学する生徒の受給権が消滅した場合には、受給資格消滅者一覧（様式 8）を作成し、県に提出する。

各学校設置者は、県から受給権者である生徒の受給資格認定消滅通知（様式 11）を受け取った場合、生徒個人に対する受給資格消滅通知（様式 12）を作成し、生徒に配付する。（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない。）。

なお、生徒が収入状況届出書等を提出した結果、所得制限に該当した場合においては、学校設置者より受給資格消滅者一覧を作成・提出する必要はないが、県から（所得制限に係る）受給資格消滅通知（様式 11）を受け取ったときは、他の場合と同様に、生徒に配付する。

（9）支給停止、再開

学び直し支援補助金を受給している生徒が休学や留学をする場合、各学校設置者を通じて支給停止を申し出ることができる。支給停止を希望する生徒は、学び直し支援補助金支給停止申出書（様式 20）を在学する各学校設置者に提出する。当該申出書を受領した各学校設置者は、当該申出書を県に提出する。

県から支給停止通知を受領した各学校設置者は、当該通知を生徒に配付する。

復学する生徒は、各学校設置者を通じて県に対して支給再開を申し出る必要がある。復学する生徒は、支給再開申出書（様式 24）に収入状況届出書等を添付して、各学校

設置者に提出する。ただし、既に当該年度の課税証明書等を提出している場合には、申出書のみ提出すれば足りる。各学校設置者は生徒から提出された申出書等を県に提出する。

県から支給再開通知（所得要件を満たし支給を再開する場合）又は受給資格消滅通知（所得制限により支給されない場合）、支払いの一時差止め通知（支給再開申立書が提出されない場合）を受領した各学校設置者は、当該通知を各生徒に配付する。

4 その他

学び直し支援補助金の事務処理に係る留意事項については、「高等学校等就学支援金事務処理要領（私立学校用）」を参考にすること。

第1版 平成26年6月

第2版 平成27年5月

第3版 平成30年7月

第4版 令和元年6月10日